

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 26 日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

岩手県教育委員会規則第 11 号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第 5 条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>までとする。</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から<u>45 分</u>の休憩時間を置く。</p> <p>3 勤務時間の割振りが業務の特殊性等の事情により前 2 項の規定により難い職員の勤務時間の割振りについては、教育長が別に定める。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、<u>45 分以上</u>の休憩時間を置く。</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>まで</p> <p>(2) 午前 9 時から<u>午後 5 時 45 分</u>まで</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第 5 条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>までとする。</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に正午から<u>1 時間</u>の休憩時間を置く。</p> <p>3 <u>子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を 45 分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第 1 項に規定する勤務時間の終了時刻の 15 分前とする。</u></p> <p>4 勤務時間の割振りが業務の特殊性等の事情により前 3 項の規定により難い職員の勤務時間の割振りについては、教育長が別に定める。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、<u>1 時間</u>の休憩時間を置く。</p> <p>3 <u>前条第 3 項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項に規定する」とあるのは、「第 3 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>まで</p> <p>(2) 午前 9 時から<u>午後 6 時</u>まで</p>

2 前項各号に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条の2 [略]

2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務の開始時刻は、午前8時30分から午後1時までの間で定めるものとする。

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第4条の3 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第4条の2 [略]

2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務時間の開始時刻は、午前8時30分から午後1時までの間で定めるものとする。

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第4条の2第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第4条の3 [略]

2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条の3第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。